

大阪府立桜塚高等学校 P T A 規約

昭和 23 年 4 月 7 日	制定
平成 23 年 6 月 1 日	改正
平成 28 年 5 月 18 日	改正
令和 4 年 5 月 20 日	改正

(名称)

第 1 条 本会は、大阪府立桜塚高等学校 P T A と称し、事務所を豊中市中桜塚 4 丁目 1 番 1 号 大阪府立桜塚高等学校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互が協力し、学校と家庭及び地域社会との連係を密にして、本校の教育成果の向上を図ることを目的とする。

(方針)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他の団体の支配や干渉を受けない。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校の常勤の教職員とする。

(会計)

第 5 条

1 本会の経費は、会費その他をもってこれに充てる。

2 会費は、生徒一人当たり年額 4,000 円とする。教職員も同額とする。

3 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて執行する。但し、予算が承認されるまでの期間、運営委員会が必要と認めた事項については執行することができる。

4 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

5 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(役員及び会計監査)

第 6 条

1 本会には、次の役員、会計監査をおく。

(役員)	会長	1 名
	副会長	2 名
	書記(総務)	2 名 (うち 1 名は教職員)
	会計	2 名 (うち 1 名は教職員)

(会計監査)	会計監査	2 名
--------	------	-----

2 役員及び会計監査はいずれも会員の中から選出される。

3 役員は他の役員及び会計監査を兼ねることはできない。

4 役員及び会計監査の任期は、定例総会後 1 年とする。但し、再任は妨げない。又引き続いて他の役員、会計監査に選出されることができる。

(役員等の職務)

第 7 条 役員及び会計監査の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し本会の会務を統括するとともに、総会及び運営委員会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

3 書記(総務)は、

(1) 本会の会務を処理し、総会において会務報告を行う。

(2) 議事その他すべての会合及び本会の活動状況を記録する。

(3) 各専門委員会会合の通知、資料の集録、書類の保管等の事務を行う。

4 会計は、本会の会計事務を処理し、総会において会計報告する。

5 会計監査は、本会の会計を監査し、総会において監査報告する。

(役員及び会計監査の選出)

第 8 条

1 役員及び会計監査の候補者を立てるため、指名委員会を設ける。

- 2 指名委員会の構成は、下記の人員をもって構成する。
 - (1) 各学年会員から2名ずつの互選とする。但し、特別の事情がある場合は、他学年の指名委員に委任することができる。
 - (2) 教職員から互選 2名
 - (3) 役員から互選 1名
- 3 指名委員長は、指名委員の互選により選出される。
- 4 指名委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、役員及び会計監査の候補者を指名する。
- 5 指名委員会の発足日は運営委員会にて決定する。
- 6 指名委員は、原則として候補者になることはできない。
- 7 指名委員会は、本人の同意を得て候補者を指名し、その名簿を総会に公示する。
- 8 役員及び会計監査の選出に関する事務は、指名委員会が行う。
- 9 役員及び会計監査は、指名委員会の指名する候補者が総会の議決を経て承認される。
- 10 指名委員会は、その任務を終了したとき解散する。
- 11 役員及び会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を決定することができる。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条

- 1 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。
- 2 総会は、会長が年1回以上招集し、議長は会員から選出する。
- 3 総会の定足数は、全会員数の5分の1（委任状を含む。）とする。また、議事の決定は、出席会員（委任状を含む。）の過半数の同意を必要とする。
- 4 定例総会においては、次の事項について審議する。
 - (1) 前年度の事業・決算報告の承認
 - (2) 新年度の事業計画・予算の議決
 - (3) 役員・会計監査の選出
 - (4) その他重要事項の審議
- 5 会長が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開催する。
- 6 総会の開催日時、場所及び議題については、あらかじめ会員に通知しなければならない。
- 7 会長が必要と認めたときは、集会を行うことなく、ウェブページに議題を掲載し、電子投票などウェブページに示す方法で総会を開催することができる。この場合における議事の決定は、全会員の過半数の同意を必要とする。
- 8 前項の場合において、全会員の5分の1以上の要請があったときは、総会は集会により行う。

(運営委員会)

第10条

- 1 運営委員会は、本会の目的に従い、会務の企画・運営、総会議案の検討整理を行い、議決事項の執行に当たる。
- 2 運営委員会は、本会の役員、各専門委員会の委員長、会長が必要と認める専門委員会委員、校長、教頭、事務(部)長、教職員若干名をもって構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会は次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 構成員の3分の1以上の要請があったとき。
- 5 運営委員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって開会し、議決する。

(各専門委員会)

第11条

- 1 本会は、その活動を維持するため、次の各専門委員会を設ける。
- 2 委員長及び委員は、会長がこれを委嘱する。
- 3 各専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 専門委員会として、学年委員会及び広報委員会を設ける。

A 学年委員会

- (1) 学年委員会は、各学年若干名の学年委員をもって構成する。
- (2) 学年ごとに委員長1名をおく。
- (3) 学年委員会は、次の役割を担う。
 - (a) 各学年学級間の連係を図り、学校と家庭との連絡に当たる。
 - (b) 生徒の心身の健全な育成を図るため、学校及び地域の教育環境の整備に努め、学校教育活動に協力する。
 - (c) 文化や保健に関する行事を企画立案する。種々のPTA行事・活動の企画・運営を行い、会員相互の親睦を図る。

B 広報委員会

- (1) 若干名の委員により構成する。
- (2) 学校教育活動に関する情報を収集・伝達し、会員の意見交換を図り、相互の理解を深める。

(特別委員会)

第12条 前条に規定する委員会のほか、必要に応じ、運営委員会の議決を経て臨時に特別委員会を設けることができる。

(規約の改定)

第13条 この規約の改定は、総会において出席会員（委任状を含む。）の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成23年4月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。